



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 日本ビューホテル株式会社
住 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 一男
(コード番号：6097 東証第一部)
問い合わせ先 取 締 役 矢 島 学
TEL. 03-5828-4429

株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 6 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

本日決議いたしました当社普通株式の売出しは、エムシーピースリー投資事業有限責任組合（以下、「同ファンド」という。）が保有する 2,611,891 株（当社の発行済株式総数の 27.02%）の売出しです。同ファンドは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、主要株主として当社普通株式を保有していましたが、下記 I. の当社株式の売出しにより、その保有する当社普通株式全株（ただし、下記「I. 当社株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」の状況によっては一部株式が返還される可能性があります。）を売却いたします。かかる売却の結果、同ファンドは当社の主要株主ではなくなり、同ファンドは当社に対する持株比率を大幅に減少させることとなります。

当社は、平成 28 年 4 月期を初年度とする 3 ヶ年の中期経営計画「VIEW HOTELS V-STAGE 280」を平成 27 年 3 月 10 日に発表しており、①既存施設での継続的な設備投資、②新規ホテル・旅館の展開、③新規事業の展開（事業領域拡大）を基本方針とし、事業基盤の拡大により継続的、安定的な成長の実現を図っていきたいと考えております。また、平成 27 年 10 月 28 日に発表しているとおり、当社はヒューリック株式会社との資本・業務提携を締結しております。今回の資本・業務提携は、中期経営計画の達成に向けた当社の課題解決に寄与するものであり、ヒューリック株式会社による東京 23 区や全国における開発を当社と協働することで、当社はホテルの出店機会が増加することを期待しております。今後、必要に応じてさらなる業務提携を推進することにも合意しており、業務提携のシナジーの実現に向けて具体的に協議し取り組むことで、中期経営計画の達成とともにさらなる業績拡大を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）
 - (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 2,271,200 株
 - (2) 売 出 人 エムシーピースリー投資事業有限責任組合
 - (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 11 月 16 日（月）から平成 27 年 11 月 19 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。）
 - (4) 売 出 方 法 売出しとし、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、野村証券株式会社及び株式会社 S B I 証券（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
 - (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
 - (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日
 - (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
 - (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
 - (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (10) 本株式売出しについては、平成 27 年 11 月 6 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）
 - (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 340,600 株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われな場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
 - (2) 売 出 人 大和証券株式会社
 - (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
 - (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、340,600 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成27年11月6日(金)に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、340,600株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成27年12月11日(金)までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年12月11日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主であるヒューリック株式会社及び株式会社立

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

飛ホールディングスは、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにより、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

①主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	エムシーピースリー投資事業有限責任組合
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	無限責任組合員 エムシーディースリー株式会社 代表取締役社長 亀井 温裕
(4) 事 業 内 容	投資業並びに投資事業有限責任組合の運営及び管理等
(5) 資 本 金	5,005,000 円（平成27年9月30日現在）

②新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ヒューリック株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西浦 三郎
(4) 事 業 内 容	不動産の所有・賃貸・売買並びに仲介業務
(5) 資 本 金	62,631 百万円（平成27年6月30日現在）

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

①エムシーピースリー投資事業有限責任組合

	議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合			大株主 順位
	直接所有分	合算対象分	合計	
異 動 前 （平成27年11月6日現在）	26,118 個 （2,611,891 株） （27.02%）	一個 （一株） （－%）	26,118 個 （2,611,891 株） （27.02%）	第1位
異 動 後	3,406 個 （340,691 株） （3.52%）	一個 （一株） （－%）	3,406 個 （340,691 株） （3.52%）	第4位

②ヒューリック株式会社

	議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合			大株主 順位
	直接所有分	合算対象分	合計	
異 動 前 （平成27年11月6日現在）	25,288 個 （2,528,856 株） （26.16%）	一個 （一株） （－%）	25,288 個 （2,528,856 株） （26.16%）	第2位
異 動 後	25,288 個 （2,528,856 株） （26.16%）	一個 （一株） （－%）	25,288 個 （2,528,856 株） （26.16%）	第1位

（注）1. 総株主の議決権の数に対する割合は、平成27年9月30日現在の発行済株式総数9,667,425株から議決権を有しない単元未満株式1,625株を控除した総株主の議決権の数96,658個を基準に算出しております。

2. 異動後の議決権の数は、平成27年11月6日開催の当社取締役会において決議した当社株式の売出しのうちの引受人の買取引受けによる売出しにおける売出株式数2,271,200株に係る議決権の

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

数 22,712 個を除いた 3,406 個を基準に算出しております。

3. 下記 4. の異動予定年月日後に、前記「I. 当社株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシュエーションの行使により、当該株主の議決権の数(所有株式数)は、上記議決権の数(所有株式数)よりさらに最大で 3,406 個(340,600 株)減少する可能性があります。
4. 大株主順位は、平成 27 年 4 月 30 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の受渡期日(売出価格等決定日の 6 営業日後の日)

5. 今後の見通し

本異動による当社の業績への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。